平成21年第1回志布志市議会臨時会

目 次

第 1	1号(2月20日)	頁
1.	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6.	開 会・開 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8.	日程第2 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9.	日程第3 議案第1号 志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10.	閉 会	25

平成21年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会	議	別	内	容
2月20日	金	本	会	議	開 会 会期の決定 議案上程・質疑、採決 閉 会	

2. 付議事件

番号

事 件 名

議案第1号 志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について

平成21年第1回志布志市議会臨時会(第1号)

期 日:平成21年2月20日(金曜日)午前10時

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について

出席議員氏名(33名)

1番 下 平 晴 行 3番 丸 Щ

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 迫 田 正 弘

11番 立. 平 利 男

13番 立。山 静 幸

15番 長 耕 畄

17番 林 勇 作

19番 岩 賢 根 上 広 21番 野 直

23番 東 宏

25番 小 行 袁 義

27番 鬼 塚 弘 文

29番 丸 﨑 幹 男

33番 若 松 良 雄

野 村

公

2番 西江園 眀

4番 八久保 壹

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇

10番 毛 野 了

12番 本 孝 志 田

14番 小 野 広 嗣

16番 子 光 博 金

18番 木 藤 茂弘

20番 吉 玉 敏 郎

22番 宮 城 義 治

宮 24番 田 慶一郎

26番 上 村 環

28番 重 永 重 久

30番 福 彰 史 重

32番 谷 П 松 生

欠席議員氏名 (0名)

31番

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 _ 中 崹 博 総務課長 秀 財務課長 溝 猛 市民環境課長 竹之内 中 宏 保健課長 今 善 文 井 耕地林務水産課長 立山 広 幸

建設課長 白 坂 照 雄 志布志支所長 五. 代 豊 会計管理者 楠 JII 昭 博

教育総務課長 上 村 和 憲

生涯学習課長 小 辻 海 企業立地推進監 武 石 裕

育 教 長 企画政策課長 港湾商工課長 福祉課長 農政課長 畜産課長 松山支所長

学校教育課長

___O___

津 永 中 上 水道局長 農業委員会事務局長

徳 田 俊 美 大 袁 朗 Щ П 幸 彦

坪

溝

萩

田

 \Box

本

Ш

田

崹

原

勝

敏 昌一郎

兼 降

史

章 文

秀

久

生

登

志布志支所税務課長 竹 井 健一郎

議会事務局職員出席者

事務局長 徳 重 昭 坂 元 正 調査管理係長 知 次長兼議事係長 徳 田 弘美 事 賢一郎 議 係 武 田

-

午前10時00分 開会 開議

○議長(谷口松生君) ただいまから、平成21年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(谷口松生君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、藤後昇一君と迫田正弘君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(谷口松生君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

○議長(谷口松生君) お諮りします。日程第3、議案第1号、志布志市オラレまちづくり基金条例 の制定については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議 で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、委員会への付託 を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第3 議案第1号 志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について

○議長(谷口松生君) 日程第3、議案第1号、志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、志布志市オラレまちづくり基金条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、競艇場外発売場の設置に係る収入金を財源として、地域の活性化及び振興を図り、市の活力あるまちづくりに資するため、志布志市オラレまちづくり基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で基金の設置の目的、第2条で基金の積立額、第3条で基金の管理、 第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の処分、第6条で基金の繰替運用、第7条で委任を定 めるものであります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

次に、説明資料についてですが、これまでに4回の「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会で御意見をちょうだいしまして、市としての株式会社志布志まちづくり公社経営改善に係る指針を定めたものであります。

説明資料の2ページをお開きください。

まず、1の役員体制については、「オラレ方式」による競艇場外発売場を設置後、取締役の体制を見 直すこととするものであります。

次に、2の取締役会の在り方については、取締役会で情報を共有し、経営改善に努めることとする ものであります。

次に、3の経営改善計画につきましては、具体的な計画を作成することとするものであります。

次に、4の市からの財政支出については、競艇場外発売場の売り上げが当初の見込みに届かず、収入金が予定どおり確保できなかった場合は、鹿児島県及び中小企業基盤整備機構と償還期限、償還額等の変更協議をし、一般財源の支出は行わないこととするものであります。

なお、以上の指針は、平成21年2月12日の株式会社志布志まちづくり公社取締役会の中で申し述べてあります。

説明資料の3ページをお開きください。

(仮称)オラレ志布志の設置に向けたスケジュールですが、(仮称)オラレ志布志の広告・宣伝、売上計画及び株式会社志布志まちづくり公社のなるべく早い時期での家賃の確保を考慮しまして、大型連休前の4月下旬オープンを目指しております。本案を可決いただきますと、この後、国土交通省協議、3月から4月中旬にかけて改装工事、4月下旬に警察及び国土交通省の現地確認を受けましてオープンの予定であります。

以上のことから、今回臨時議会のお願いをいたしましたところでございます。よろしく御審議くだ さいますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷口松生君) これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
- **○28番(重永重久君)** ただいま市長が説明されたわけですが、この市の指針の中の1番目ですね、 設置後運営状況を見ながら5月末日までに見直すということでございますが、5月末日までというこ との設定の理由ですね。約1か月間あるわけですが、その設定の1か月間の理由はどういうことで5 月末日にされたのかですね、そこをお伺いしたいと思います。
- **〇市長(本田修一君)** お答えいたします。

先般の議会の方の調査特別委員会の中で、このことについて御質問があったところでございます。 5月末までにどうかというような御提案がございまして、私もそのことについては可能かなというようなことでお答え申し上げたところでございます。

当然、これは発売場が設置され、オープンされて、そして経営が順調にいったというような内容でございますので、運営状況を見ながらというような形で指針についてはまとめたところでございます。

O28番(重永重久君) このとらえ方がですね、今おっしゃるように経営状況がよくなった場合、そういう中でこの見直しがどう動くかなと懸念を示すわけですよね。我々に担保といいますか、今まで

特別委員会で、調査委員会でいろんなことが指摘されたわけですね。その中で、我々、この文言を見るとですね、運営状況が1か月間でよかったらその体制の見直しがどう進むのか。それでも1か月の間の末日、5月末日まで見直すという形なのか、状況がよかった場合と悪かった場合ですよ。そこあたりはどういう認識でいらっしゃるんですかね。

○市長(本田修一君) 現在の公社の運営につきましては、前社長さんの急逝を受けた後の経営体制というふうになっております。それは、このオラレ誘致について取締役会あるいは公社全体の意思を速やかに統一し、このオラレ誘致が順調に行くためにというようなことで現在の体制で取り組んでいるところでございます。

今回議決をいただきまして、オラレが誘致され、そしてオープンし、順調にその運営がされれば調査特別委員会等でも様々な面から御指摘がありました経営体制の見直しについては取り組めるんじゃないかなというようなことで、このようなふうに指針をまとめたところでございます。

○28番(重永重久君) 調査委員会が、特別委員会が終わってもう大分時間もたつわけですが、ひとっ確認をしたいんですが、家賃の滞納者が2件ほどありましたよね、それが今現実どうなっているのかなと。そういうことも聞いておかないとですね、今日議決してしまえばですね、もうあと、我々は聞けないわけですから。だから、そういうこともひとつお知らせ願いたいというふうに思っております。

緊急の策として、私も反対という立場じゃないんですけど、やはりあんだけ数日間かけて調査特別委員会を開いて慎重審議したわけですね。その成果が表れていないとするならばですよ、考えなきゃいけないという面も出てくるものですから、そこらあたりを聞いて、この判断材料にしたいというふうに私は思っておりますので、そこあたりの、その後の経緯ですね、経過ですね、そこをちょっと分かっておればお知らせ願いたいと思います。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 今回、4回も調査特別委員会をお開きいただきまして、いろいろ御審議いただきまして、今御質疑等のあったことについても質疑等があったところでございます。

こういう、今回の調査特別委員会等があったということにつきましては公社の方にも逐次そういう お知らせをいたしておりまして、議会の方からもどういう御要望があって、どういう資料も出したか という、そのようなことについても逐次公社の方と連携を取りながらしているところでございます。

今、御質疑のございました、そういう家賃等の経過につきましても、公社を通じましてテナントの 皆様の方へお知らせをしているところでございますが、具体的に御質疑のございました、その後の成 果については私ども、まだ詳細に伺ってはいないところでございますが、少しでも現状を改めるよう な形で公社の方からそれぞれのテナントの方へはお知らせ、お願いをしているところでございます。

○議長(谷口松生君) 3回目が終わりました。特に許可いたします。

〇28番(重永重久君) まだ、その滞納者というのが把握ができていないということでございます、ですね。私はそういうふうに聞こえたんですけど、そうじゃないんですかね。もし、そうであるとすればですよ、またいろいろ変わってくるものですから。そこあたり、はっきりと、また。

〇市長(本田修一君) 今御指摘の点につきましては把握をしております。調査特別委員会で議論を

いただきました大きな点としまして、家賃収入の確保ということについて様々な角度から御議論いただいたところでございます。そのことにつきましては、私どもは今後、公社の運営、そして経営刷新という面から極めて重要な課題だというふうに認識しておりますので、滞納等についても十分把握に努めながら、その収入確保について格段の努力をしたいというふうに考えます。

[何事か言う者あり]

○市長(本田修一君) そのことについては、今現在のところ確認できていません。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

○14番(小野広嗣君) 何点か確認をさせていただきたいわけですが、これまで4回特別委員会を開いて、るる協議をしたわけですけれども、いただいたこの付議案件説明資料の中に、特別委員会で議論した中身の返答といいますかね、答えがいくらか返ってきていますが、その中で、これはあくまでもまちづくり公社経営改善に係る指針ということの答申ですので、あと1点だけここで、漏れているのかなという気がするわけですが。

議論する中で、いわゆる長期資金計画、こういう計画の中で家賃に対する繰り入れ、そしてそれに対する助成金の問題、そしてそれプラス、残った分の基金としての積み上げ、こういったことは議論されましたですね。そして、議会内においても、家賃としての収入の繰り入れは理解できる、しかし助成金はどうなのかと。あるいは、まちづくり公社内部においてもそこらの意見の違いがあるということがあった上で、最終的に特別委員会がそこの最終的な確認はできずに終わっているわけですが、そこはその後どうだったのか、ちょっとお示しをください。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 御質疑の、市の方から、公社への家賃はもちろんでございますが、 それ以外の支援の件につきましては、先の特別委員会等で現在の長期の償還計画等をお示ししたわけ でございますけども、現在あれを基に、あの計画を基に大まか、中小機構それから県の方とも協議を 進めておりますので、現在までのところ、お示しいたしましたあの計画に沿った形で市の方では進め ていこうというような予定でございます。

○14番(小野広嗣君) 市としてもそうでしょうが、まちづくり公社内部、あるいはこの前、商工会 含めていろいろな答弁をいただいたわけですが、そこのずれが出ていましたね。そこらが共通意識と してまとまっているのかということなんですよ。スタートするにしても、そういった不協和音がない 形でですね、スタートを切っていかなきゃいけないだろうというふうに思っているんです。そこがも う 1 点ですね、もう一回答弁をお願いしたい。

そして、もう一つは、この議案に則して質疑をさせていただきますが、この志布志市オラレまちづくり基金条例の、先程市長が言われました設置目的がありますね、これが一番大事だろうと思うんですが、この議案に関しては。あくまでも、地域活性化及び振興を図り、市の活力あるまちづくりに資するために、この基金条例を作るんだというふうになっているわけですね。当初の目的で、当初の資金計画でいきますと10億円、それに対して3%、3,000万円が入ってくると。そして今、もう一度答弁をもらわなきゃいけませんけれども、家賃の分と助成金の分を合わせたときに2,400万円、計画でいったときに、あと残りの600万円、これはかなり高い位置での計画ですね。これを基金として積み上げて

いったときに、まちづくりに資するため、活性化のためというふうにうたわれているわけですが、これまでの特別委員会、あるいは全協等で議論していく中で、その分をどうするのかということに関しては、商工振興に充てるという方向で議論をしてきたはずであります。そういった意味で、この第5条でもそうですが、設置目的と第5条でもそうですが、このくくりが大きくなっているもんですから、市長が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとか、いろいろ出てきますね。こういったときに、基金の目的、まちづくりとか活性化を図るんだという大きなくくりで表現するしかないかもしれませんが、これまでの議論の中身としては、その基金の使い道は商工振興に充てますよというくくりでしたね。そこの答弁をお願いしておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この競艇場外発売場の収入金につきましては、当然地域全体の振興というようなことで取り組みを させていただくというようなことでございます。その中で、特に商工振興については格段の配慮をし ますよと、それから青少年の健全育成についても取り組みますよというようなことをお答えしたとい うふうに思っております。そのようなことから、今回お願いしますような提案理由になっているとい うようなことでございます。

それから、公社自体の中で長期資金計画について共通認識がされているのかということについてで ございますが、このことにつきましては、当然公社の方で長期の資金計画を県あるいは機構とともに 協議をして定めたものでございますので、十分このことについては認識され、この計画に沿った経営 改善がなされていくというふうに思います。

〇14番(小野広嗣君) おおよそ理解をいたすわけですが、これまでの特別委員会で議論をする中で、いわゆるこのオラレを中心にしてまちづくり公社、これの一つは救済策としてですね、緊急避難的に中小機構もそれを理解したと。そして、その理解の下に議会に提案をされて、今議論になっているわけですが、あくまでも基金を、今回のこの提案はあくまでも基金を積み上げていくという前提の下に条例を出されているわけですからね。

そして、この計画どおりに行かないときに、計画どおりに進まないときに、この基金がなかなか積み上げができないと。家賃として出しますね、助成金として出しますね、残りがないと。基金として積み上げができない。当初作り上げた目的に沿って進めていけないのじゃないかといったときに、地域の活性化、まちづくりということでいえば大きな予算を伴いますね。そういった中で、少なくとも商工振興に関しては一般財源から投入してでも活性化を図って、今回のまちづくり公社のいわゆる救済策とバランスを取っていかなきゃいけないという議論を常にしてきました。そのことに対する、やはり市長の本会議場でのしっかりと明言がないと、なかなかですね、バランスが取れないんじゃないかと思いますので、そこだけ確認をさせてください。

○市長(本田修一君) このオラレ誘致につきましては、地域の方々の全面的な御理解と、そして御協力がなければ当然設置もできないし、振興も図れないということであろうかというふうに思います。 その中で、特に地域の、地元の商工をされる方々の御理解が必要というようなことであろうかというふうに思います。 私どもは、既存商店街の振興ということにつきましても様々な事業を取り組み、施行してきているところでございますが、特に21年度につきましても、現在の経営環境が特に厳しいということで、利子補給制度についても取り組みをしようとしております。そしてまた、市全体の商業活性化のためにプレミアム商品券等を発行して、そのことで市全体の商工振興を図ろうというふうに、21年度予算で御審議をしていただこうというふうに計画をしております。

〇議長(谷口松生君) 4回目です。特に許可いたします。

○14番(小野広嗣君) 今、市長が答弁された内容は、今後の、まだ招集は掛かっておりませんけど 3月議会にも、当然その中身もですね、含めて提案がなされてくるわけですが、今後のこととして今 聞いているわけで、この基金の条例が制定されて、そして収入として入ってくると。そしてそれが、 その部分の一部分かが積み上げられていくわけでしょう。今、質疑しているのは、来年、再来年度の この市の振興の在り方、あるいは商工振興に対する取り組む姿勢、そのことを申し上げているわけで すね.

いわゆる額が小さければ、この基金は5年、10年たっていっぺんに使う基金になる場合もあるわけでしょう。年度、年度では大した額にならないでしょう、今のところでは。そうなると、どうしても一般財源から応援をしてあげなければバランスが取れないということがある。現段階ではプレミアム商品券であるとか様々ですね、計画をなされておりますけれども、今後の問題も含めてこの基金の活用というのを、やはりしっかりしていかなきゃいけない。そういう意味で、それができないこともある程度想定しながらですね、一方では進めていく。これが、基金として積み上がっていくことが一番有り難い話なんですよ。そこを含めて、当局ではどういう議論をして、こういう提案になっているのかというのを最後にお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもは当然長期の計画を立てて、償還計画を立てて、このことについては取り組みをしていくというようなことでございます。そして、現在御提案します基金条例につきましても、前提としまして順調にこの基金が積み上がっていくことを想定しまして、御提案していっているということでございます。そうなりますと、本当に、提案理由に申し上げましたように地域全体の活性化、振興というものにつながってくるというふうには思うところでございます。

しかしながら、ただいまお話がありましたように、仮にそのような形で積み上げられないときにどうするのかというようなことで、指針の中でも申し述べてきたとおりでございます。十分その際には機構とも、県とも協議をさせていただきながら、長期的にこのことについてはまた考えさせていただこうというようなことを前提に指針をまとめております。そのようなことで、その積み上げができなかった場合の商工振興、全体の商工振興につきましても、またそのときには、今回お願いします21年度予算と同じような形の商工振興策というものを今後も考えながら御提案を申し上げたいと思います。

〇議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

○9番(迫田正弘君) 確認の意味で質疑をいたしたいと思いますけれども、今回の特別委員会では 質疑もなかったし、議論もなかったんですけれども、それ以前の全員協議会あたりで説明が少しあり ました。

というのは、このスケジュールの話になりますけれども、改装工事のスケジュールが出ております。これについて相当数の改造費がかかるというような中から、その部分について、改造費の予算ですよね、について市は出さないというようなことから予算等については上がってこないわけですけれども、これの工事にかかわる経費の支出、出どころですよね。そして金額的に、総体的なもので大まかなものだろうと思いますけれども、そういった説明もありましたが、それと、よもや無いとは思いますけれども、これを原形復旧する際の経費ですよね、これについて、まさか市がそれをやるということにはならないと思いますけれども、そこいらについて確認の意味でですね、ここで質疑をいたしたいと思います。御回答をお願いいたします。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 御質疑の、今回首尾よく議決をいただきました後のスケジュールでございますが、直ちに改装工事の方に入るというようなことで、スケジュールが先程市長の方で説明をされたところでございますが、これにかかる費用につきましては競艇振興センターが1億円の範囲内で改装工事を行いますので、市に対しましての負担はないところでございます。

それから、改装工事にかかる費用でございますが、今振興センターの方で詳細な図面やら設計等がなされつつあるというふうにお聞きしておりますが、私どもに入っている情報としましては改装費だけで四、五千万円になるのではないかというようなことでございます。

なお、参考までに、競艇振興センターの方では、その改装工事にかかる業者でございますが、業者 につきましては市内のA級のランクの業者の方からの見積もりなり入札なり、そういった形で対応し たいというふうにお聞きしているところでございます。

それから、今回改装工事を行いまして、このオラレ事業につきましては3年ごとに見直しということで、もし3年やって予定どおりの売り上げなり、計画が達成できないという場合には、オラレの退去というようなことも契約では可能なわけでございますが、その際にも競艇振興センターの経費で原形復旧するということで、市の方に対しては費用負担は一切無いということで、そういう計画にいたしますし、現在までお聞きしているところでございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑はございませんか。

O1番(下平晴行君) 2点ほど伺ってみたいと思います。

基本的に、私は公共ギャンブルというのは反対であります。やはり安心・安全なまちづくりということでいきますと、本当にこういうものを導入していいのかということで、全協でも、あるいは特別委員会でもこのことを申し上げてきたわけでありますが、指針の中に役員体制、それから取締役会の在り方、それから経営改善計画ということでありますが、これは、やはりオラレ方式を導入以前にこういうことがなされなかったということが大きな問題じゃないかなということで、特別委員会でもそのことが出た中で指針が出たわけであります。

そういう中で、経営改善計画の中で各店舗、公社及び各店舗の経営改善を図り、家賃収入確保ということでありますが、私はそれ以前の出店の在り方、入店、そういう規則なのか、どういう形で縛られているのか分かりませんが、だれでも参加しやすい、そういう出店の確保、そういうものはできな

いのか。

と申しますのは、やはり出店した後の縛りが、会員の中からもいろいろ聞いているわけでありますが、まずそのことを伺ってみたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

家賃収入の確保を図るためには、当然アピアの中の全店舗が埋まっている状況が望ましいということで、空き店舗が出た場合は直ちにその空き店舗の誘致をされているところでした。その中で、なかなか入店が促進されないというようなこともございまして、チャレンジショップというような形で入店促進を図っているというような努力もされております。

そのようなことで、調査特別委員会でもただいまのような御質疑があったところでございますが、 私どもとしましても、入店を希望される、特に志布志の商店街の方々につきましては、特別に今後何 らかの優遇策というものを設けながら入店促進を図っていきたいというふうには考えているところで ございます。

○1番(下平晴行君) 市長、そのことは分かるんですよ、公社の内部のことですからね。そこを含めて指導という立場で私が改善してほしいというのは、出店しやすい、入りやすい、いわゆる、この前も特別委員会で言いましたように有能と申しますか、経済力のある出店業者も入りたいという方もおられるというようなことを聞いておりますよね。そのことでの出店、要するに会員になりやすいというのかな、そういうことでの対応ということを私は聞いているんですよ。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私ども、そのことにつきまして特に入店希望の方がおられるということがあるとするならば、その方と個別に御相談を申し上げて、そして入店していただきやすいような環境というものを話し合いをしながら促進していきたいなというふうには考えているところでございます。

そのようなことで、先日の取締役会等でも、もしそういったことがあればということの話をしたところでございますが、具体的にはそういった情報等がなかったというようなことでありますが、今お話があるような方がおられるということでありましたら、入店促進につながるような前向きな話し合いをさせていただければというふうに思います。

〇1番(下平晴行君) ちょっと話がかみ合いません。それはいいです、そういうふうに努力をしてください。

それからですね、3年ごとに見直しということであるわけですね、導入した場合。私は今まで、この株式会社まちづくり公社の内容について議論された、そしてこういう指針が出たのは初めてだと。そして、私は以前のことはもう無いと、これからがスタートだという考え方でですね、やはり公共施設、2階部分もあるわけでありますので、これは3年、4年、5年、6年先か分かりませんよ、そういう中で、そういう施設を市がどういう考え方で対応を今後していくのかですね、そこへんはどう考えておられますか、先の話ですよ。

○市長(本田修一君) 先の話をすると怒られそうな気もするんですが、私どもはこの公共施設というものの利用については公社の中で、経営の中で利用促進を図っていくんだというようなことの前提

で公社が設立されているというようなことで認識してきているわけでございます。

そのようなことから、今後このオラレ誘致が順調にいって、そして経営改善が図られるということになればそれはそれでよろしいかというふうに思いますが、その後、先程別の議員からもありましたように、基金の積み立てが十分なされないときには、またそのときの議論があるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。前提としましては、この公共スペースにつきましても公社の中で、経営の中で取り組んで考えていく内容だというふうに認識しております。

- ○議長(谷口松生君) 4回目です、特に許可いたします。
- **〇1番(下平晴行君)** 先程の質疑でもありましたけれども、私はやはり今、経済状況が悪い中で、本当に、先程話が出ましたように10億円という目標で3%、3,000万円、2,400万円ですね、そのうち。そういうことで、本当にそれができるのかというその前提で私は今話をしているわけです。

ですから、そこも踏まえてですね、やはり考えていくべきだろうというふうに思います。いいです、答えは要りません。

- **〇議長(谷口松生君)** ほかに質疑はありませんか。
- **〇24番(宮田慶一郎君)** 先程、市長から説明がございましたが、市の指針ですね、この中の4番についてお伺いいたします。

収入金が予定どおり確保できない場合は、一般財源の支出については行わないということでございました。これでいいんでしょうか。

- **〇市長(本田修一君)** この指針に述べたとおりでございます。原則として、株式会社まちづくり公社への一般財源の支出については行わないというようなことでございます。
- **〇24番(宮田慶一郎君)** 先程、市長の説明ではですね、原則としてということはお話をされなかったんですね。原則としてということは、例外もあり得るんですか。
- **〇市長(本田修一君)** お答えいたします。

私どもは、この基金条例を御審議していただくわけでございますが、現在の時点ではこのような形で一般財源の支出については行わないということは明言できるかというふうに思います。しかしながら、先程から御議論がありますように、経営環境あるいは基金の醸成というような観点から改めて協議しなければならないときがあるとなれば、このような形でもう一回皆さん方に御審議していただく場面もあるんじゃないかというようなことで、原則として書いているところでございます。

○24番(宮田慶一郎君) ということは、一般財源の支出については行わないということなんですけれども、しかし、例外として行うこともあり得るというようなふうに私は考えますけれども。そうであればですね、私はこの4番は、収入金が予定どおり確保できない場合は、県と整備機構とですね、協議はするが一般財源は支出しないというふうにするべきではないかと思うんですけれども。この原則というのはどこまでも原則、原則があれば必ずそこには例外がある、意味をなさないと思うんですね。そこのところのはっきりとした市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長(本田修一君) 現在、償還を公社の方ではしておる状況でございますが、全額償還ができない状況ということで、県ないしは機構の方と御協議をしていただきまして条件変更というような形で

措置をしていただいているところでございます。

今回、オラレ誘致によりまして新たな収入財源が確保できるというようなことで、長期の資金計画 を組んでいただきまして、それに基づいて償還可能というような計画が立てられているところでござ います。

オラレ誘致がされた後、その収入が、売り上げが当初の見込みに達しない場合には、また改めてその条件変更について協議をしていただくというようなことでございますので、この原則というのは現在の時点ではそうですということでございまして、将来にわたってまでそのようなことがあり得ないということについては無いということを申し述べているところでございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑はございませんか。

○8番(藤後昇一君) 特別委員会で指針の提出を提案した者として、この指針について質疑を行いたいと思います。特に、先程から問題になっています4番目ですけれども、特別委員会でも申しましたけども、この再建計画がうまくいかなかったときは当然債権者である中小機構と協議をするということについては申し上げました。

さらにですね、この点は、例えばですよ、総務省が地域力再生機構構想というのを現在進めております。この中では、行政の方が損失補償、特別委員会でも申しましたけども、損失補償をしていることによって第三セクターの再建がうまくいかない、この点を進めるために再生機構で債権の買い取り、それから債権の放棄ということが出てまいります。ですから、この協議の中でうまくいかなかったときには、中小機構、債権者に、債権放棄も含む強い姿勢で協議していけば、市からの財政支出ということは元々当初から頭に置くべきではないのであります。

それと、この債権放棄、若しくは債権の削減そういうことがなされれば、今のまちづくり公社でキャッシュとしては回っていくのであります。この債務があるがゆえに、今まちづくり公社は大変な経営危機に陥っているのであります。ですから、行政としても債権放棄を含む強い覚悟で、ここで、4番目の所でそういう強い覚悟をうたえばですよ、こんな不安に思うことはないのであります。そうしないと、なぜこう強くいかないと駄目かと言いますと、特別委員会でも申しましたように、この再建計画が実行できるような計画に変わっていかない限りは破たんします。破たんしますと150人からの従業員が職を失うのであります。

さらに、これもまた特別委員会で申しましたけども、現在のような債務超過のあれでは、保証人の 方々はとてもその債務履行を完全にはできません。そうすると、当然私は連鎖倒産を懸念するのであ ります。もし連鎖倒産したら、再起業は今の経済状況の中ではとてもできません。その経済的な影響 力も行政としては当然考えて、それを背景にして債権放棄まで含む強い姿勢で中小機構に再建計画を 持っていく。これは、これも申しましたけども、民事再生法、会社更生法で債権の放棄というのは、 債権者会議の中での最重要議題として上がるのは当然のことになっているんでありますから、そこぐ らいの強い覚悟でいかないと、まちづくり公社の再建、それから第1条でいう地域おこしというのは できないのであります。破たんしたら、その経済的な影響力はものすごく大きいんです。ですからこ そ、債権者も緊急避難的にこのオラレ方式をのんだんです。議会もそこを認識しているわけですから、 そのぐらいの覚悟でやっていただきたい。そこを、市長どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもは、この公社の経営につきましては、何とか順調にいくように経営の再建計画というような形で、こういったオラレ誘致についての事業について取り組もうとしていることでございます。当然それは、経営は順調にいきますよというようなことを前提にして現在御提案申し上げて、御審議いただいているわけでございまして、それは長期の資金計画に基づいて立てているということでございます。

仮に経営が行き詰まったというようなときについては、ただいま議員の方から御提案がありましたように、お話がありましたような形で、機構、県については御相談申し上げなきゃいけないと、協議を申し上げなきゃならないというようなことは前提であろうかというふうに思います。現在の段階では経営が順調にいくんだということを前提に御協議を申し上げているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

〇議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

O17番(林 勇作君) もう大分議論も出尽くしましたが、二、三お尋ねをしてみたいと思います。 まず、このオラレの基金条例についてでございますが、第1条に、再度確認の意味でお尋ねをいた します。財源として基金を作るということでございますので、再度、どの程度お見込みになっておら れるのか、まずその金額が。おおよそで結構でございますが、確認をしてみたいと思います。

それから、先程助成金の問題について、この整備計画のとおり進めていきたいというような課長の 御意見もありました。それは確かに理解をするわけですが、そこらあたりの、委員会の中でもお願い をしたとおり、協議をされたものかどうなのか、商工会辺りとですね、この助成金について。確認を しておきたいと思います。協議されたなら御答弁を願います。まず、その2点をお尋ねします。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) まず、今回御提案しております基金の財源でございますが、これまで何度か御説明しておりますように、競艇場外発売場の収入金を約、現在10億円というふうに見込んでおりますので、その3%が収入金として大村市からいただけるというようなことでございますので、収入金としては3,000万円でございます。ただし、その3,000万円の中から公社の方へ月100万円という家賃を支払う予定でございますので、1,200万円を差し引きました1,800万円が基金としていったんは積み立てられるというようなものでございます。

それから、家賃以外のそういう支援金についてのそういう各関係団体との調整というようなことでの御質疑でございましたが、前回特別委員会の中でも御説明いたしましたように、家賃以外の支援金についての御理解というのがなかなか商工会等と共通認識うんぬんという面では、少し私どもが、まだ御相談いただかなければ、しなければならないのかなという段階で、ということは前御答弁したとおりでございます。

その後につきましても、前、御答弁したあの状態以降についての調整というのは特に進んでいない わけでございまして、今後ともまた私どもの方から御相談し、御理解をいただこうというふうに予定 しているところでございます。 それから、長期資金計画の中で1,100万円というような、現在そういう計上をいたしているわけでございますが、先程来市長の方でも答弁いたしておりますように、当然オラレの今回のこれが議決になりますと、公社の方でも長期の経営改善計画というのをもういっぺん見直させていただきますので、その中で家賃等の取り組みであるとか、あるいは新たな収入の確保とか、そういったもの等をですね、加味していただくと、前回お示ししたところでは1,100万円でございましたが、毎年毎年そういった収入の状況によってはあそこの支援額というのが変更になってくるのではないかと。今の時点で、お示しいたしました時点での計画では1,100万円となっておりますが、あれがずっと毎年毎年1,100万円でいくのではございませんで、そのときの実情、公社の実情に応じまして、公社のそういう家賃等の収入がたくさんあれば、そこの1,100万円がまだ減額になっていくというような、そういう状況でございまして、あくまでも最低、今、計画できる中での1,100万円ということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

なお、この計画につきましては、県及び機構と借入金の返済につきまして、本来の返済期限は28年度でございますが、とてもかなう状況ではございませんので、28年度に半分を償還するということであれば、更に10年間償還期限が延長できるという、そういったことの基に計画されている計画でございますので、よろしく御理解の程をお願いいたしたいと思います。

O17番(林 勇作君) 課長、私は理解をしたいと思うんですが、今日のですね、その判断に、いわゆる間違いの無いようにお聞きしているわけですから、そこは明確にお話をしていただかないと。議会に対する提案をですね、そういうあれじゃなくて、我々にしっかりとした提案をしてくださいよ。

委員会でも申し上げましたとおり、商工会とある程度すり合わせをお願いをしたいというようなことを申し上げました、はっきりと。それもやられていない。そして、我々には今日議決をやりなさいということで、そういう提案の仕方じゃですね、ちょっとおかしいと思うんですよ。はっきりとした、私どもに内容を提供していただかないとですね、公正な判断ができないと思うんですよ。そこらあたりを、市長、再度お尋ねをします。

それからですね、2番目に、既存商店街の活性化策ということで、いろいろ空き店舗対策、利子補給対策、地域振興券、いろいろ提案もあったわけですが、それは理解をします。そうした場合に、この第1条の目的に沿っております地域の活性化、このことをどう考えておられるのか、市長の口からですね、はっきりとお答えください、この内容をですね。地域の活性化、これについて基金を設けられるわけですから、第1条の目的はここが入っておるわけですから、ここと兼ね合わせで先程聞いたところなんですよ。そこらあたりが分かっておれば、ひとつ明快な説明をお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

商工会の会長さんとは、先日の公社の取締役会の席でもこのことについて御議論があったところでした。そして、その時に、この3%の中で基金の醸成をすると、そして家賃の収入に充てて、さらに活性化のための資金の流用をするということについては、御理解がいただけたというふうに思っております。

それから、地域の活性化ということでございますが、私どもは新市のまちづくり、そして商工振興

というものを考えたときに、この志布志の駅前を中心とした商店街というものの振興というものがあって志布志の活性化が、商工振興があるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。その中でアピアというものは中心的な存在でございますので、このアピアの灯が消えるということとなれば大変なことだというような意味合いからも、地域の活性化というものを盛らさせていただいているということでございます。そして、それをもって市の全体の活力あるまちづくりに資するんだというようなことでございますので、この設置の目的というものを十分御理解いただければというふうに思います。

- ○議長(谷口松生君) ほかに質疑はございませんか。
- **O23番(東 宏二君)** いろいろ意見が出たわけですが、角度を変えてですね、確認のために教育長 にお伺いしたいと思います。

この場外舟券売り場、公営ギャンブルということでございますが、教育に与える影響はないのか。 また、近くにですね、小学校とか高校があるわけですが、そのへんのPTAなどからの苦情は出てい ないのか、確認のため教えていただきたいと思います。

〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

オラレ設置と青少年の健全育成との関係でございますが、この件につきましては先の市議会でも私の方から答弁をいたしましたとおり、教育委員会といたしましては市の各教育委員の方々のお考えも踏まえまして、今回担当部局のこの苦渋の選択が本市青少年の健全育成を阻害することのないよう十分に配慮していただくよう要望をいたしましたので、その方向で検討・設置されるものと認識をしております。なお、市P連からも担当部局に要望書が提出されたと伺っているところでございます。

したがいまして、教育委員会といたしましては、青少年の健全育成という観点で十分に配慮しなが ら見守ってまいりたいと、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

- **O23番(東 宏二君)** 今の答弁を聞きまして、教育委員会としては問題がないということで確認、 認識をしてよろしいわけですね。
- **○教育長(坪田勝秀君)** 問題があるかないかということにつきましては、先程もるる議論がございますように設置の目的等々踏まえまして、あるいはまた、現在既に同じような施設が設置されております市町では特段青少年の健全育成に支障は生じていないということを聞いておりますので、本市のそういう施設がどうなるのかははっきり分かりませんが、今のところはそういうことしか答えようがございません。
- **O23番(東 宏二君)** 志布志は「志のまち」ということでうたわれて、今日も若いお母さんたちがこの会場に来ておられて傍聴されているんですが、やはり子供の教育にですよ、支障が出れば、これは大変なことなんですよね。

だから、これはやはり教育委員会としてもですね、やはりしっかりと取り組んでいただいて、無いとは思いますが、いろいろな、そういう非行に走るとか、いろいろなことがないようにですね、努力をして、目の届くところは我々もやるんですが、教育委員会としてはしっかりとした取り組み方で今

後ともそういう、今日の提案されたことについて結果が出た場合ですね、そのへんはしっかりと要望をしておきます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

○30番(福重彰史君) もうそれぞれ出ましたけれども、まず今回のこの市の指針でございますけれども、こういう指針ができたということは、ある一定評価できるものではないかなというふうに思うところでございます。

しかし、この4点の中に、今それぞれ質疑が出ておりましたけれども、それらにつきましては、やはり非常に表現に弱い部分がそれぞれにございます。やはりそういうところに危ぐがされているところでございますので、これらの達成に向けましては、やはり市長の強い決意というものが必要であろうというふうに思うところでございます。

そこで、市長の決意ですね。決意とまた併せて、これまでの経営の責任、あるいはまた連帯保証人、 その保証責任ですね、やはりこのあたりも明確にしておく必要があるんじゃないかなというふうに思 うところでございます。まず、その2点につきまして、お伺いをさせていただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身はこの公社の会長というような形で取締役会の方に参加しているわけでございますが、当然 第三セクターということで、市としてのこの経営について全面的にかかわることが基本的なことであ るというふうには十分認識しております。そのような意味合いから、公社の経営につきまして厳しい 状況が続いているというようなことを市長になりまして認識しまして、そのことの経営改善について 様々な形で取締役会の中でも取り組みをしていただいているところでございます。

今回、改めてオラレの誘致というようなことについて取り組みをさせていただこうとするわけでございますが、このこと自体は本当に大変な事業であるというふうな認識をしております。そして、このことでもって経営改善につながるように、調査特別委員会でいただきました御議論を十分いただきながら、今後取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

この公社の運営につきましては、借り入れを起こしまして、そしてその借り入れを償還しながら経営を継続していくというようなことで、その借り入れの際に連帯保証人の方々がおられます。その方々は十分連帯の重みというのを御認識であろうかというふうに思いますので、更にその方々とも密な経営再建についての取り組みをさせていただきたいと思います。

○30番(福重彰史君) 今回のこのオラレ方式の発売場でございますけれども、これは市としても市民に向けて大手を振って積極的にPRをできるものであるのかどうかですね。私はとてもじゃないけども、積極的に「そこに行ってくださいよ」と言えるものではないというふうに思うところでございます。まず、そこがそういうPRできるものかということが一つ。

それとですね、やはりオラレのこの導入は、このアピアの再建ではなくて、いわゆる先程来出ておりますけれども、この条例の中の設置目的、あるいは第5条等の処分の問題等々を踏まえましてですね、地域全体の振興に充てていくんだと、活性化に充てていくんだということでございますけれども、それはもちろんのことでございまして、市長の方からも特に市の商工振興、青少年の健全育成にも充

てていくんだということがございました。

私はまさにですね、アピアの再建と同時に、そういう市の商工振興あるいは健全育成、この3点が 組み合わされてですね、はじめて市民に理解が得られるものだというふうに思うところでございます。 そのためにはですね、やはり、これから入ってくる収益金につきましてはですね、可能な限りですね、 これらにも充てていくんだということがないといけないというふうに思います。

先程来出ておりますけれども、併せてこの2点につきましての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程も御議論がありましたように、このオラレ方式の場外舟券売り場につきましては公営ギャンブルでございます。そのような意味合いから、市民の皆さん方に「どんどん、どんどん利用してください」というようなふうに推奨できる内容の事業というのについては少し難しいかなというようなふうには考えているところでございますが、公社の再建というような観点からしたときに、この地域の商工振興の灯が消えてはいけないというようなことで、万やむを得ない形での誘致になったということを御理解いただければというふうに思います。

そのような意味合いから苦渋の選択をしているというようなこともございますので、今後私どもは様々な形でオラレについては協力を申し上げるということでございますが、今申しましたような内容というものを御理解いただければというふうに思います。当然そのためには地域の方々の御理解、そして市民の方々の御理解が必要かというふうに思います。この基金条例の設置につきましては、そのような形で商工振興、そして青少年の健全育成についても利用していくんだよということを盛らさせていただいておりますので、このことについても今後順調に推移しましたら、そのような形の利用を十分させていただきたいというふうに思います。

O31番(野村公一君) 同僚議員の方からるる出まして、大体大方出尽くしましたが、少し整理をして質疑をしてみたいというふうに思います。

今回、基金条例を制定をするということで臨時議会をされました。この条例の施行日は4月1日からでありまして、この施行日を考えますと3月の定例会でもよかったんじゃないかというふうにも考えます。しかしながら、臨時議会をしてまでもこの議案を議決をする必要があったんであろうと。であれば、臨時議会に提案をするその理由というのは、私はこの提案理由でなければならんだろうと思います。そのことがまだ一言も無いと。それをまず1点、ただしておきたいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、先程からこの設置目的の第1条に、皆さん方のいろんな不安材料が隠されているような気がしてなりません。したがいまして、この第1条の地域の活性化及び振興を図るというこの段でございますが、先程市長はこの地域の活性化について、「アピアを中心とした駅前周辺」という表現をされました。そのことが皆さんには大変気になっているんだろうなというふうに考えます。御存じのとおり、この問題は設置当初から大変な疑問を醸し出してきた問題でありまして、行政が偏った行政指導をしてはならないという鉄則の基に、既存の商店街の振興ということが常に並列して話題になってきております。したがいまして、今回も商工会を中心とする既存の商店街を

どうしていくかということも同時に考えるべきだろうという議論が大変多うございました。したがって、市長がこの地域の活性化というこの条項を、地域という条項を「アピア周辺」ということに限定をされますと、事は問題だなというふうに考えます。

したがいまして、先程の答弁の地域の限定、ここを私はやはり商工業全体という解釈で事を進めるべきじゃないかと。もちろんその中にはアピアも入っております。やっぱりそういう大きなとらえ方をして振興をしていくというのが行政の建前であろうと。したがって、そういうふうな答弁のやり直しをしていただければ、そのところはクリアができるのかなというふうに考えますが、その点をどうお考えになるのか、それが2点目であります。

それから、3点目でございますが、第6条で繰替運用という条項が入っております。要するに、この基金は、将来市長が必要だというふうに認めれば、商工振興じゃなくて何にでも使えるという条項であります。道路でも造れると。こういうのがなぜこの基金条例に必要なのか、こういうことが私はやっぱり議会の皆さんの不安材料になると思うんですよ。商工振興だけに使うんだと、当然オラレの財源から入ってくる資金でございますので、そんな何でもかんでも使ってもらっても困ると。であれば、こういう条項を、紛らわしい条項を入れる理由がどこにあるのか、その理由をひとつ、3点目、しっかり御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、4点目でございますが、このまちづくり公社は市が50%台、それから中小機構が47%という持ち株で発足をいたしております。したがって、今日のこういう状況を招いたことは大筆頭株主である市に責任があるわけです。特に、その代表である市長の責任であります。したがって、その責任は十分感じておられるだろうというふうに思いますが、私が言いたいのは、この第2の出資者、中小企業機構、ここからは金を借りているという負い目もあるでしょう。しかし、私は金を借りる時点は、それは負い目で構わんと思います。しかし、借りた後、この機構というのは第2の出資者で、やはり出資責任というのが私は伴うと思うんです。これだけ市が、あるいはまちづくり公社が難儀をして汗をかいている時に、ただ金を返せ金を返せの状態では、私はこの機構の責任というのはそういうものじゃないというふうに理解をしております。

したがって、今後市長が筆頭株主としてこの第2株主に対して、経営責任を同時に担ってくれと、 あなたたちも責任があるんじゃないかということをやっぱり強い姿勢で申し上げていく、その姿勢が 私は大事だろうというふうに考えております。その点をどうお考えになっているのか、以上4点、御 答弁をいただきたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

まず、第1点目の、今回定例会でなく臨時会に御提案申し上げました理由ということでございますが、今までこのオラレ誘致につきましては調査特別委員会でも十分審議をしていただいております。 そして、そのようなことから様々な御意見、御提言をいただきながら指針というものについてもまとめたところでございます。そして、その流れといたしまして、少しでも早くこれを開設いたしまして、まちづくり公社の家賃が確保できるということが望ましいんではなかろうかというようなことでございまして、その確保のために、今回大型連休というものがくるというようなこともございますし、そ のようなことから、その大型連休の前にオープンできたらというようなことがございまして、その設置のための工事期間等を考えますと、今回御提案をしたというようなことでございます。

次に、基金条例の第1条についてでございますが、駅前を中心としたアピア周辺というようなふうに先程もお話をしたところでございます。私どもとしましては、当然ただいま議員の方からお話がありましたように、商工振興ということを考えたときには市全体の商工振興というものを考えて取り組むわけでございますが、現在この商工振興の中心の商店街というものを考えたときにはアピア周辺と、駅前を中心としましたアピア周辺というようなことで先程お答えしたところでございます。今申しましたように、商工業全体の振興を図っていくというようなことでございますので、市全域の商工業というものを考えて今後取り組んでいくというようなふうに御理解いただければというふうに思います。それから、第6条についてでございますが、これは、こういった形で御提案申し上げたということでございますが、私どもは当然基金の運用につきましては資金繰りの関係で、一般会計等で資金を一時的に運用する場合というふうに定めておりまして、一時借り入れと同じような扱いなんだというようなことでございます。そのような意味合いから第6条としてお願いするということでございます。

それから、4番目の機構の経営責任というようなことでございますが、当然今までにつきましても、機構は個店の経営改善に向けて指導をされておられます。そして、その指導に基づきまして経営計画がされて、資金計画がされているというようなことでございまして、十分今までもその責任はやっていただいているというふうには思うところでございますが、今回改めて市としましてもこのような形でオラレ誘致というものの選択をするということでございますので、ただいま議員の方からありましたように、更なる責任を機構の方にも求めて、一体となって経営改善に取り組んでいきたいというふうに考えます。

O31番(野村公一君) まず、第1点目でございます。臨時議会を招集して早期に準備をする必要があったということでございますので、それは理解をいたします。

したがいまして、この条例の施行が4月1日からということであれば、当初予算からの施行になるだろうというふうに考えますが、次年度の当初予算の予算計上が当初でできるのかどうか、できるとすればどれぐらい見通しを立てておられるのか、それを再度御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、設置目的の第1条につきましては、そういう考え方でやっていけばいいだろうというふうに理解をしますので、これは了としておきたいというふうに思います。

それから、第6条、繰替運用でございますが、一般会計の事業に使うと言われる。基金の性格はそんなものじゃないんじゃないかな、そこはちょっと答弁がおかしいよ。恐らくこういう基金のひな型があって、そのひな型をそのまま作られたんだろうと思うんですよ。しかし、やっぱりそこはちゃんと整理をして条例は作らないと、ひな型をぽんと出せばいいというもんじゃないんです。必要でないものはしっかり削除して、そして明確な条例を作るというのが基本です。これを訂正をしなさいと言っても、今は時間的には大変でしょうけれども、いずれ次の議会あたりで訂正の条例でも、変更でも出される気があるかどうか、それを2点目、お伺いをしておきたいと。

それから、中小機構の問題ですが、俗に言われる、「貸した弱み」というのはよく言われる話です。商売の中で、借りた方が強いのよと、貸した方が弱いのよとよく言われる。それをそのまましなさいということじゃないんですが、やっぱり借りて、しかも役員の中に出資の責任があるとなれば、市長がどう中小企業機構に強い姿勢で臨むかで大きな差が出てくるんです。私はそのことを言っている。もちろん指導は指導としていただいていいんですよ、そのことは一向に構いません。しかし、市長にその姿勢が、強い姿勢があるのか無いのかで、私は中小企業機構の出方も違うと思うんです。そういう面ではやっぱり、「やかましゅう言うとなら払わんど」というようなですね、強い姿勢で私は臨むべきだと。それが返済の条件もまた緩やかになっていくと私は見ています。そういう姿勢で、ひとつ臨んでほしいというのを要請をしておきます。

以上です。

〇市長(本田修一君) 中小機構の方々と市長になってから何回かお話をさせていただきまして、そしてその内容について十分協議をさせていただいてきているところでございました。

条件変更というような場面に至った時に、どうしても私どもとしましては借りた者の弱みというような形で接してきたところでございますが、この問題をいろいろ多方面から考えてきたときに、先程別の議員からもありましたように、私どもはそのことについては、またもっと別な形で強く意見を述べる立場にあるんだなということについては十分勉強はできたところでございます。今後、更なる経営改善を自らすることは当然でございますが、共に再建に向けて取り組んでいただくということを強く求めていきたいというふうに考えます。

別のことにつきましては、担当に回答させます。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 御質疑の、今回は基金だけで、予算に伴うものは当初予算でいくら計上される予定かというような御質疑でございますが、現在のところの計画におきましては、当初予算の方で計上の予定でございまして、収入金につきましては従来皆様に御説明しております3%にあたる3,000万円、それから歳出におきましては公社に支払う家賃として1,200万円、それから今回基金条例でお願いしております基金への積み立てということで1,800万円を予算の方でお願いする予定でいるところでございます。

以上でございます。

○財務課長(溝口 猛君) 基金条例の第6条、繰替運用の件でございますが、先程市長が一般会計等に繰り替えて運用するというふうな説明をしたところでございますが、これは基金等の歳計外現金を歳計現金、一般会計等の歳計現金の方が、予算はありますけども、年度当初資金が不足していると、要するに現金が無いというような形の場合に、通常は一借り、あるいはこういう基金の繰替運用で運用できるという形の定めでございます。

○議長(谷口松生君) ほかに質疑はございませんか。

〇25番(小園義行君) 今回、この志布志市オラレまちづくり基金条例、これは広い意味で目的が制定されているわけですけれども、まちづくり公社、株式会社まちづくり公社、アピアの中に、このオラレ方式を導入しなければ、今回のこの基金条例も必要なかったわけですね。そういった意味では、

もっと私は、先程も出ていましたけど、明確な形で、そこに対してのものだということをうたった方がかえって良かったのではないかというふうな気がします。この設置目的として、地域の活性化や振興を図りと、こういうことになると非常に広い問題になってしまってですね、オラレ方式を導入するというそのことで、株式会社まちづくり公社に対しての、どうしてもそれをしないと、議会のここを通過しないとそれができないということであるわけでありますので、そこらについては、もっと絞った形での提案の方が良かったのかなという気がしますが、第三セクター方式で始まる時に、責任の所在というのが本当にこれは明確にならないよということで、旧志布志町議会でもありました。そのことを踏まえて始まって、初めてですね、今回こういう大きな問題が提起されているわけですけど、このまちづくり公社、株式会社まちづくり公社に対しての対策として、今回こういうものが出されたということですので、もっとシンプルにしてやった方が、理解の仕方としても私は良かったのかなと思います。そこらについては当然、商業振興そういったものは志布志市全域を含めて、これまでも努力されているでしょうし、しなきゃいけないことであります。そこらについて、できなかったのかということも含めてですね、考え方は良く理解をしてますけれども、少しお願いします。

2番目に、なぜそういうことを言うかといいますと、この指針ですね。これは株式会社まちづくり公社に対してだけの指針ですよ、これ、中身を見るとですね。これは自治法上、また、そして株式会社であるまちづくり公社に対して、商法上こういった問題がされるということ自体に対していろいろ問題が起きないのかなというちょっと心配もするわけですけど、そこらについてもですね、これは株式会社まちづくり公社に対して志布志市としての指針を出している。設置目的はとても広い問題ですよ。こちらはある特定の株式会社に対して指針として出している。そこのですね、自治法上、そして商法上の関係、そして、一番目で言いました、もっとシンプルでやったら良かったんじゃないのという、そのことを感じるところですので、二つの問題としてお願いします。

三つ目に、先程同僚議員からも出ていましたが、公営ギャンブルはそれぞれ立場があるでしょう。 教育委員会としても要望が出ていると、出してありますということ等もありました。当然この問題が 起きた時に教育委員会として、それぞれ公営ギャンブル、いわゆる競艇、競馬、いろいろありますね、 そういった所の自治体の調査等もされて、教育上どういうことが起きているのかということ等も踏ま えて調査もされたと思うんですが、それらについて、もしされてなければ仕方ありません、それだけ の姿勢だったんだなというふうに思うわけですけど、教育委員会として子供たちの健全育成等々を含 めて、過去にこういう舟券売り場等、場外売り場ですかね、こういったことをやられた自治体でどう いういったことに状況がなっているのか、もし調査をされているんであれば答弁を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この基金条例につきましては、もっと目的を絞った形で提案した方が良かったんじゃないかなというようなお話でございます。そのことにつきましては、私どもは先程もお話しましたように、この設置につきましては十分市民の方々の御理解がなければとても設置も進まないし、そしてその後の振興も図れないということが前提でなかろうかというふうに思ったところでございます。そのような意味合いから、市全体の活性化をしていくんだよというような形で御提案しているということでございま

す。

それから、指針につきましては、当然私自身は会長として取締役会に参加しておりますので、そして第三セクターの市長として責任がございますので、そのことに基づきまして、今後経営方針の基本的な態度と、方針というものをお示しして、今後まちづくり公社の方に対しまして発言していくというようなことを述べたということでございます。

〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

公式の調査はいたしておりませんが、私もこの話を聞きましてから、似たような施設が設置してあります市町につきまして、教育委員会を通じて、こういうことが、お宅はやっておるけれども、これについて具体的に何か大きな障害あるいは阻害するような状況は出ていないかということは聞いてはおります。聞いてはおりますが、具体的に公式な調査というものはいたしておりません。

いずれにいたしましても、先程申しましたように、アピア再建のためのいろいろな選択肢がたくさんあっただろうと思います、私が想像するに。その中で、この施設を造ろうというふうに行き着かれました担当部局の、まさしく苦渋の選択でありましょうから、それについては繰り返し申しますように、それを可としながらも、やはり青少年健全育成については、教育委員会の立場といたしましては十分配慮をいただきたいと、こういうふうには申し上げたところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(谷口松生君)** 商法上の問題点はないのかというのが2点目にありましたけれども。
- **〇港湾商工課長(萩本昌一郎君)** 先程の御質疑の中で、法律的にこういう指針を定めることについて何ら支障はないのかというような御質疑でございました。

当然、市長が答弁の中で申し上げましたように、これは市長が取締役として公社の経営に臨んでいくというときの市長としての方針ということでございますので、この方針どおり、すぐ、じゃあいくというわけではございません。御質疑がございました、もしそういう商法等にのっとる手続き等があった場合には、当然その商法にのっとった形での手続きを進めていくということになります。

例えば、1番目の役員体制についてというようなことで掲げておりますけれども、市長が思うからできるわけではなくて、当然公社の中の取締役会、それから株主総会、そういったもろもろの商法上の手続きを経てからこういった方針がかなうというものでございまして、あくまでもこれは、その取締役会に臨む市長としての方針ということで御理解いただきたいと思います。

〇議長(谷口松生君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(谷口松生君) 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。

これで、平成21年第1回志布志市議会臨時会を閉会をいたします。 御苦労さまでございました。

午前11時35分 閉会